

2. 支部及び都道府県組織規程

2013年4月1日
規 第 2 号

(目的)

第1条 支部及び都道府県組織は、この協会の目的を達成するために、バトンタワーリングの普及・振興に関する事業を行い、この協会における決定事項に沿い、業務の円滑な推進に務めるとともに、支部及び都道府県組織に所属する会員の指導並びに会員相互の親睦と融和を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 支部の名称は、「日本バトン協会(地区名)支部」と称する。また支部は、その所管する地域に都道府県単位の会員組織を置き、名称は「(都道府県名)バトン協会」と称する。

(支部及び都道府県の構成)

第3条 一般社団法人日本バトン協会（以下「協会」という）の支部は定款第3条に基づき、支部組織を置き、都道府県組織を置くことができる。

地域名 (支部)	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関東	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 山梨県
北陸	長野県・新潟県・富山県・石川県・福井県
東海	岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
関西	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国	香川県・徳島県・愛媛県・高知県
九州	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
沖縄	沖縄県

(規約)

第4条 この協会の定款の趣旨に基づいて、各支部及び都道府県規約を作成し、この協会の理事会の承認を受けるものとする。

2 支部規約を変更したい場合は、予めこの協会の理事会の承認を受けるものとする。

(事務局)

第5条 各支部及び都道府県は事務局を置き、事務局所在地を変更した場合は速やかにこの協会の理事長に報告し、承認を受けるものとする。

第6条 支部及び都道府県はこの協会の定款及び支部規程の定める目的を達成するため、各種の事業を行なう。

2 支部はこの協会の主催事業を主管することができ、さらに都道府県組織にそれらを担当させることができる。

(役員)

第7条 支部に支部長、副支部長、理事及びその他必要な役員（以下「支部役員」という）を置く。都道府県に理事長、副理事長、理事及びその他必要な役員（以下「都道府県役員」という）を置く。

2 支部役員における支部長は支部を代表し、支部を総括する。都道府県役員における理事長は都道府県組織を代表し、都道府県組織を統括する。支部役員及び都道府県役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 支部及び都道府県の会議は、総会及び理事会とし、支部長または理事長が招集する。

(総会)

第9条 支部及び都道府県の総会においては、次の事項を審議し、この協会に報告する。

(1) 支部役員及び都道府県役員の選任に関する事項

(2) 支部代議員及び都道府県代議員の選任に関する事項

(3) この協会の役員の候補者の選任に関する事項

(4) 支部及び都道府県の事業計画及び収支予算に関する事項

(5) 支部及び都道府県の事業報告及び収支決算に関する事項

(6) 支部細則及び都道府県細則の制定及び変更に関する事項

(7) 支部会費及び都道府県会費に関する事項

(8) その他必要と認められる事項

(会計年度)

第10条 支部及び都道府県の会計年度は、この協会と同一とする。

(経費)

第11条 支部及び都道府県の経費は、次に掲げるものをもって思弁する。

(1) 会費

(2) 寄付金

(3) 事業収入

(4) 交付金

(5) その他の収入

(細則)

第12条 この規程に別段の定めのある場合を除き、必要な事項は各支部及び都道府県において定めることができる。

(規程の変更)

第13条 この規程の変更は、理事会の決議を要する。

(付 則)

この規程は、2013年4月1日より施行する。

この規程は、2024年12月25日から変更し同日より施行する。

この規程は、2025年2月10日から変更し同日より施行する。